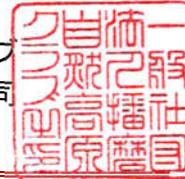


令和 8 年 3 月 16 日

会員各位

一般社団法人播磨自然高原クラブ  
代表理事 岡庭 晋司



## 【重要・緊急】「2026. 4. 4 臨時社員総会」招集に関する重大な告知

～ 本社員総会の招集は違法であり、法人存続に深刻な危機をもたらします ～

令和 8 年 3 月 3 日付で、「代表代行副理事 丸山哲男」名義による「2026. 4. 4 臨時社員総会」の案内が社員（議決権を有する会員）に送付されました。代表理事として、この招集手続きに重大な法的瑕疵があるだけでなく、今後の法人運営と皆様の財産に深刻な影響を及ぼす危険性があることを、3 月 7 日付けで社員の皆様に緊急にお知らせしました。このことは、極めて重大な問題であることから改めて、**全ての会員の皆様へお知らせをいたします。**

### 第 1 社員総会招集の法的無効性

#### 【違法①】定款第 31 条第 1 項違反：招集権者でない者が招集

定款第 31 条第 1 項：「理事会の招集権者は代表理事とする」

招集名義：「代表代行副理事 丸山哲男」→ この役職は定款に存在しません

招集権者は代表理事のみです。丸山氏は平理事（業務執行権なし）に過ぎません。

→ 招集手続きに重大な瑕疵があり、本社員総会は無効です。

#### 【違法②】根拠となる令和 8 年 2 月 7 日の理事会自体が無効

同理事会も丸山氏が無権限で招集（代表理事は 5 回にわたり警告済み）

理事候補者 17 名中 8 名が社員資格なし → 定款第 23 条・規則第 6 条 (3) 違反

「賛成 5 名・棄権 1 名」→ 規則が求める「全員の賛成」を満たさない

→ 無効な理事会決議に基づく社員総会もまた無効となります。

### 第 2 従業員への深刻な影響と法的手続きの進行

会員の皆様にはあまり知られていないことかもしれませんが、丸山哲男氏および山脇丈一氏の一連の行為により、当法人の従業員が深刻な健康被害を受けております。この事実を、代表理事として社員の皆様に開示する責任があると判断し、以下にお知らせします。

| 被害の内容       | 具体的な状況  |
|-------------|---|
| 従業員の精神的健康被害 | 丸山氏らの行為により、うつ病・適応障害（令和 7 年 5 月診断）、PTSD（令和 8 年 1 月診断）を発症   |
| 被害の原因       | 令和 7 年 3 月 23 日：署名強要（内容を手で隠して強制） 令和 7 年 3 月 24 日：個人携帯への 35 分間にわたる威圧電話（録音あり） 令和 7 年 12 月 22 日：「無能な職員」等の暴言・ハラスメント |

| 被害の内容       | 具体的な状況                                    |
|-------------|---|
| 5回にわたる警告の無視 | 代表理事・従業員からの書面警告5回を全て無視し、令和8年2月7日に理事会を強行開催 |

**【重要】従業員による法的手続きが正式に進行中**

丸山哲男氏・山脇丈一氏の行為について、被害を受けた従業員が弁護士に正式委任のうえ、民事損害賠償請求訴訟の提訴手続きが進行中です。また、大阪弁護士会への懲戒請求（令和8年2月19日提出）も進行中です。  
※ 法人（代表理事）としても同訴訟を援用する方向で弁護士と協議中です。

### 第3 丸山氏らが法人を主導した場合に生じる深刻な危機

今回の社員総会によって丸山氏らが理事に就任し法人運営を主導することになった場合、以下に述べる深刻な事態が現実のものとなります。社員の皆様が、この点を十分にご理解いただいたうえで判断されることを強くお願いします。

#### ■ （1）従業員の就労拒否・辞職による業務停止の危機

丸山氏らによるハラスメント行為・違法な法人運営の実態を目の当たりにしてきた主要な従業員は、丸山氏らが法人運営を主導する事態となった場合、就労を拒否し辞職する意向であることは令和8年1月20日付の「重大なお知らせ」で既に、皆様にお伝えしたとおりです。

当法人の日常業務・施設管理・会員対応は、これら従業員によって支えられています。主要な業務を担う従業員が一斉に離職した場合、法人の業務は事実上停止し、会員の皆様の別荘地の管理・維持にも重大な支障が生じます。

#### 想定される具体的な影響

- ・ 共有施設（水道・道路等インフラ）の維持管理が滞る
- ・ 会員サービス（管理業務・各種手続き）が停止する
- ・ 施設の老朽化・劣化が急速に進む
- ・ 法人として必要な行政手続きが滞る
- ・ 最終的に法人の解散・清算が現実の問題となる

#### ■ （2）丸山氏らおよび議決参加者が負うことになる法的責任

無効な手続きで社員総会を強行し、理事に就任して法人に損害を与えた場合、丸山氏らおよびその議決に参加した候補者・関係者は、以下の重大な法的責任を負う可能性があります。

| 責任の種類                 | 根拠・内容  | リスクの程度                          |
|-----------------------|--|---------------------------------|
| 民事損害賠償責任<br>（法人に対して）  | 業務停止・施設管理停滞等により法人が被った損害について、理事として賠償責任を負う（一般社団法人法第111条） | <b>【重大】業務停止による損害は多額に及ぶ可能性あり</b> |
| 民事損害賠償責任<br>（従業員に対して） | ハラスメント行為による従業員の健康被害について不法行為に基づく損害賠償責任（民法709条・719条）     | <b>【重大】訴訟手続き進行中</b>             |

| 責任の種類     | 根拠・内容                                     | リスクの程度       |
|-----------|---|--------------|
| 背任罪（刑事）   | 理事の任務に背き、法人に財産上の損害を加えた場合に成立（刑法第247条）      | 【重大】告訴の可能性あり |
| 業務妨害罪（刑事） | 定款に存在しない役職を使用した無権限行為、偽計による法人業務妨害（刑法第233条） | 【重大】告訴の可能性あり |

**【特に重要】理事に就任した場合の個人責任**

理事候補者のうち少なくとも、半数以上が候補者としての資格要件を満たしていません。無効な手続きによる社員総会に参加し、その結果として理事に就任した候補者も、無効な手続きを知らずして就任したとして、法人や従業員への損害賠償責任を連帯して負う可能性があります。候補者として名前を出されている方も、この点を十分ご認識ください。

## 第4 社員資格を喪失した理事が招集に加担していることについて

代表理事として、登記情報の確認に基づき、社員の皆様に以下の重大な事実をお知らせします。

**【確認済み事実】招集に加担した理事3名が既に山荘を売却・社員資格を喪失**

今回の招集通知に連署した理事のうち、以下の3名は既に当該山荘を売却済みであることが登記情報により確認されています。

- ・岩田 尚子 氏
- ・壺阪 哲男 氏
- ・仁木島 清子 氏

山荘を売却した者は当法人の社員資格（会員資格）を喪失します。社員資格のない者が理事として（但し権利義務継承者の地位にある）、非法な社員総会の招集に加担することは道義上の問題があると言わざるを得ません。

| 観点      | 問題の内容   |
|---------|---|
| 社員資格の喪失 | 山荘売却により社員資格（会員資格）を既に喪失（但し、既に任期切れとなっているため権利義務継承者ではある）。                         |
| 理事資格の問題 | 同上  |
| 無責任性    | 3名は法人の施設・インフラの恩恵を受ける立場ではなくなっているにもかかわらず、社員の皆様の財産・生活環境に関わる意思決定に介入。              |
| 背信性     | 社員の皆様の財産・生活環境に直接影響する決定が、実際には何ら利害関係を持たない者によって進められており、社員の皆様への重大な背信行為と言わざるを得ません。 |

## 第5 丸山氏の案内書（別紙①）の記述について

| 案内書の記述                   | 代表理事の見解   |
|--------------------------|---|
| 「事務所を使用できず、職員の協力も得られず」   | 職員がハラスメント被害を受け診断書が出ている状況での「協力を得られない」は、被害者保護として当然の対応です。加害者に協力することを強いることはできません。                                   |
| 「私ども8名は解決に努力してきた」        | その「努力」の実態は定款違反の理事会強行・職員への暴言やハラスメントです。5回の書面警告（従業員が自ら発した通告も含む）を無視した「努力」は法的に許容されません。さらに、理事として業務に関与し尽力してきた実態もありません。 |
| 「2027年7月以降、休眠法人扱いになる恐れ」  | 理事改選の必要性は認識しています。ただし解決方法は定款に従った適正な手続きによるべきです。違法な方法では問題は解決しません。  |
| 「ホームページや掲示板の不正行為は行っていない」 | 法的手続きを通じて事実関係を明らかにします。現在、懲戒請求・民事訴訟・刑事告訴の準備が進行中です。   |

## 第6 代表理事としての現在の対応状況と今後の方針

| 手続き                  | 状況  |
|----------------------|---|
| 社員総会差止め仮処分申立         | 弁護士と協議中。本社員総会（4月4日）の開催を法的に阻止するための裁判所への申立を検討中（最優先事項）   |
| 民事損害賠償訴訟（丸山哲男・山脇丈一氏） | 従業員が丸山・山脇両氏に対して弁護士に正式委任済みで提訴手続きがしており、 <b>近日中に裁判所へ訴状を提出の予定です</b> 。法人（代表理事）としても援用する方向で協議が進行中です。 |
| 懲戒請求（丸山哲男氏）          | <b>大阪弁護士会の綱紀委員会による調査が令和8年3月6日付で開始される</b> 。さらに、追加の証拠を3月13日に提出済み。                               |
| 刑事告訴                 | 背任罪・業務妨害罪・脅迫罪による刑事告訴を弁護士と協議中  |

## 第7 会員（社員）の皆様へのお願い

### 【重要】議決権行使書・出席確認書の取り扱いについて

今回の社員総会は招集手続きに重大な法的瑕疵があり、無効である可能性が極めて高いです。

社員の皆様にあつては、議決権行使書の返送・出席確認書の提出については慎重にご判断されることをお勧めします。

ご不明な点は下記連絡先まで、お気軽にお問い合わせください。  
弁護士への相談結果を踏まえ、改めてご連絡する予定です。

当然ながら、会員（社員）の皆様が独自に法律専門家にご相談されることも自由です。代表理事として、皆様の正当な権利行使と判断を最大限に尊重いたします。